

IFRSをめぐる動向 第21回 連結会計<FASBの公開円卓会議の影響>

1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) の月次合同会議等での討議内容に基づき、最新の IFRS をめぐる動向を伝えることを目的としています。今回は、2010 年9月に公表されたスタッフ・ドラフト「連結財務諸表」^① (以下、「スタッフ・ドラフト」) について、11月にFASBによって開催された公開円卓会議における議論に関する、IASB の12月の会議の内容について解説します。なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であることをあらかじめお断りしておきます。

2. プロジェクトの経緯

連結会計は、2003年6月にIASBのアジェンダに加えられ、IAS第27号「連結及び個別財務諸表」(以下、「IAS第27号」) 及びSIC第12号「連結—特別目的事業体」(以下、「SIC第12号」) の置き換え、すべての事業体に適用可能な支配モデルの設定並びに連結及び非連結企業に関する開示の改善を目的としてプロジェクトが開始されました(本稿では、以下、「企業」は「事業体」と同義として使用するものとする)。そして、2008年12月にED10が公表され、最終基準の策定に向けてIASB及びFASBの両審議会が合同で討議を行ってきました。その結果として、2010年9月にIASBはスタッフ・ドラフトを公表しました。

また、一方で、FASBにおいても、議決権持分事業体 (Voting Interest Entities) に関する議論が進められており、その内容についてIASBのスタッフ・ドラフトと整合したものにすることがどうかについて、2010年11月に公開円卓会議で議論されました。

ここでの議論を受けて、IASBは最終基準を2011年第1四半期に公表すべく、円卓会議の内容とスタッフ・ドラフトの追加・修正について、12月の会議で議論しました。

3. FASBの公開円卓会議の議論とスタッフ・ドラフトへの影響

FASBの公開円卓会議では、スタッフ・ドラフトの以下の内容について議論されました。

- ・報告企業が議決権の過半数を有しない場合にパワーを有するのに十分であるか(実質的支配 (de facto control) の概念) の評価
- ・意思決定者が本人であるか代理人であるかどうかに関するガイダンス

以下では、当該円卓会議の結果を受けたIASBでの議論を紹介していきます。

(1) 支配の原則

スタッフ・ドラフトは、「投資企業が被投資企業への関与から生じる変動リターンにさらされている、または変動リターンに対する権利を有しており、被投資企業に対するパワーを通じてそれらのリターンに影響を及ぼすことができる現在の能力を有している場合、投資企業は当該被投資企業を支配している」としています。

円卓会議の参加者の中には、スタッフ・ドラフトで示されている「能力(ability)アプローチ」について懸念を示す人がいました。特に、投資企業が被投資企業の議決権の過半数を有しない場合に、当該被投資企業の活動に関するその他の契約を何ら保持しない状態において、他の株主が投資企業の意見に反対しないことを理由に投資企業にパワーがあるとは考えられないと主張しました。また、投資企業の支配の及ばない要因によって支配を評価することの実行可能性についても懸念が示されました。

これについては、IASBは、すでにED10に対するコメントにおいて同様の内容の指摘を受けて検討しており、法的もしくは契約に依らない場合であっても支配することはできるとする結論に変わりないとして、今回の円卓会議の議論を受けてもスタッフ・ドラフトの支配の原則を変更しないとしています。しかしながら、最終基準では支配の評価において以下を明確にすることを仮決定しました。

- ① 異なる管轄地域における証券法及び規制が支配の評価に影響し得ること(「結論の根拠」に記載)。
- ② あらゆる証拠について検討することが必要であるが、際限なく支配の証拠を探し続ける必要がないこと。
- ③ 反証がない場合に過半数を有しない投資企業が支配しているように暗示することがないようにすること。すなわち、支配は、投資企業がパワーを有しているかどうか明確でない場合のデフォルト値ではない。

(2) 潜在的議決権

スタッフ・ドラフトは、実態を伴う潜在的議決権については、行使もしくは転換する前であってもパワーを保有者に与えることができる場合があるとしています。

これに対し、円卓会議の参加者の中には、行使されていないオプションや転換債券は投資企業にパワーを与えておらず、支配には何らかの契約上の権利を必要とする契約権利(contractual rights)アプローチの考え方を主張する人がいました。

これについて、スタッフ・ドラフトでは、前述のとおり、支配の原則として「能力アプローチ」がとられており、IASBは潜在的議決権は「能力アプローチ」の考え方に整合するとして、変更しないとしています。ただし、円卓会議で指摘された、潜在的議決権の価格の一時的な変動(イン・ザ・マネーやアウト・オブ・ザ・マネーといった状態)によって連結の範囲が変動する可能性があることについては、最終基準において、市場環境、そ

れに左右される企業の経済状態もしくはその他の企業の特別な状況が、通常、連結の範囲の決定には影響を与えないことをガイダンスに追加することを仮決定しました。この結果、特別な状況でない限り、市場の変動性は、それだけでは支配の評価のトリガーにはならないこととなります。

(3) 本人(Principal)と代理人(Agent)

スタッフ・ドラフトは、現行の基準では明確にされていなかった代理人の関係についてガイダンスが提供されています。

これに対し、アセット・マネジメント業界からの参加者はスタッフ・ドラフトの定性的評価を支持していました。特に、その業界における資産構造の複雑性や特殊性から原則主義に基づく定性的アプローチが適切であるとしていました。

しかしながら、一方で、スタッフ・ドラフトにおいて示された代理人に係る複数の判断要件について、その優先度に関するガイダンスの追加を求めました。また、代理人の評価に関する事例についても盛り込むことを要望しました。さらに、スタッフ・ドラフトで示された個々の支配の評価に関するガイダンスについて、実際の連結の範囲の分析にあたっての適用順序など、適用方法について明確にすることを求めました。

これについて、IASB は最終基準には、代理人関係のガイダンスについて、意思決定者が代理人であるかどうかを判断するための考慮要件の優先度の参考になる事例を含めることを仮決定しました。また、被投資企業の目的やガバナンスを含むデザインを考慮すべきであることを明確にすることによって他の当事者によって保有されている意思決定権限や権利に関してガイダンスの範囲を広げるとともに、清算権や償還権などについても、意思決定権限に同様の影響を与えるものであれば排除権と同じように取り扱うことを明確にすることについても仮決定しました。

(4) その他

前述(3)で説明したとおり、最終基準では、支配の評価において市場環境、それに左右される企業の経済状態もしくはその他の企業の特別な状況の変動の取り扱いに関するガイダンスを含めることに仮決定しましたが、これと同様に、意思決定者が本人であるか代理人であるかを評価する際にも、単に市場環境の変動に影響される可能性は低いことをガイダンスに追加することについて仮決定しました。

4. 今後の予定

すでに連結財務諸表のコメント・レターの主要分野に関する審議は終了しています。2010年12月20日に更新されたIASBのプロジェクト計画表(IASB work plan-projected timetable)では、「IAS第27号の置換え」に関する最終基準(IFRS10「連結財務諸表」)は、2011年第1四半期に公表される予定となっています。

なお、12月のIASBの会議では、発効日は2013年1月1日以後とすることについて仮決定しました。発効日及び早期適用の具体的な議論については、現在公表されている意見募集「発効日と移行方法」の結果を受けて進めるとしています。

この文中の仮決定等は全てIASBのホームページ上で公表された情報に基づくものですが、今後のIASB及びFASBの審議内容によっては、最終基準において異なる結果となる可能性がありますのでご注意ください。

① 2008年12月に公表された公開草案第10号「連結財務諸表」(以下、「ED10」)に対して寄せられたコメント・レターに対して行われたIASBの議論の結果をまとめたもの。基準設定プロセスにおいて必須の文書ではないが、2010年11月のFASBの円卓会議のために公表された。